

中野区教育委員会会議録

令和2年第13回定例会

令和2年5月8日

中野区教育委員会

令和2年第13回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年5月8日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時15分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第25号議案 中野区立学校の設置及び廃止について
- (2) 第26号議案 中野区立学校設置条例の一部改正手続について
- (3) 第27号議案 中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員の決定

2 報告事項

(1) 事務局報告

- ①新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について（子ども・教育政策課）
- ②旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）
- ③臨時休業期間等における在宅児童・生徒のICTを活用した学習支援について（指導室）
- ④教育長の臨時代理による事務処理について（学校教育課）
- ⑤区立学校臨時休業中の昼食費支援の実施について（学校教育課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 13 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、田中委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここでお諮りいたします。

本日の議決事件の 3 番目、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員の決定」につきましては、非公開の審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、議決事件の 3 番目、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員の決定」を最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

また、事務局報告の 4 番については、4 月 17 日の教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた内容に係る報告となりますので、事務局報告の 1 番の前に 4 番の報告を受けたいと思いますが、ご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

<議決事件>

入野教育長

それでは日程に入ります。

まず議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 25 号議案「中野区立学校の設置及び廃止について」及び議決事件の 2 番目、第 26 号議案「中野区立学校設置条例の一部改正手続について」を一括して上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 25 号議案「中野区立学校の設置及び廃止について」並びに第 26 号議案「中野区立学校設置条例の一部改正手続について」を一括して補足説明させていただきます。

初めに第 25 号議案をご覧くださいと思います。

提案理由でございますが、中野区立学校再編計画（第 2 次）に基づく学校の統合を行うため、区立学校 1 校を新たに設置し、区立学校 2 校を廃止するものでございます。

第四中学校及び第八中学校の統合につきましては、令和元年 11 月 15 日及び 21 日の両日にわたりまして協議を行っていただき、11 月 22 日にその結果についてご報告をさせていただいております。

また、令和 2 年 2 月 21 日に「統合委員会の検討状況と統合新校の開校等について」といたしまして、第四中学校・第八中学校の統合新校の校名候補につきまして、ご報告をさせていただいたところでございます。

中野区立学校の設置についてでございますが、名称は「中野区立明和中学校」。位置は東京都中野区若宮一丁目 1 番 18 号、第四中学校の位置となります。

設置年月日は令和 3 年 4 月 1 日になります。

次に中野区立学校の廃止についてでございますが、廃止する学校は中野区立第四中学校及び中野区立第八中学校でございます。

廃止年月日は令和 3 年 3 月 31 日となります。

続きまして第 26 号議案をご覧くださいと思います。

提案理由でございますが、中野区立学校再編計画（第 2 次）に基づく学校の統合に伴い規定を改めるものでございます。

議案の内容は第 25 号議案の内容につきまして、条例改正を行うものでございます。

条例改正の施行日は令和 3 年 4 月 1 日でございます。

なお、本議案議決後、区長へ令和 2 年第 2 回定例会への議案の提出依頼を行う予定となっております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 25 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょ

うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして第26号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

それでは、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告につきまして、事務局からの報告は予定しておりませんが、各委員から活動報告がございましたらよろしく願いいたします。

私のほうからですが、休業中ですけれども、各学校には室長をはじめ、事務局に回ってまわっております。私自身も4月28日に中学校と幼稚園を回ってまいりました。

中学校につきましては、休業中の動画配信などの様子を見させていただいて、先生方がどのようにしているかを見てきたところでございます。それぞれ学校に応じた方法をとっているなということと、それから、ほかの学校からも見学に来ていまして、自分の学校に生かしていきたいということで、参考にしている様子も見られました。

こういう時期でございますけれども、子どもたちのために先生方もいろいろ努力してくださっている様子がわかりました。

以上でございます。

ほかになれば、委員活動報告は終了します。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番の前に、事務局報告4番の報告を受けます

事務局報告の4番目、「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、教育長の臨時代理によります事務処理についてご報告いたします。

令和2年4月17日の教育委員会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件につきまして、次のとおり臨時代理により事務処理を行いましたので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

1、案件。学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定。

2、決定内容。①学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定。②臨時休業期間でございますが、令和2年5月7日（木）から令和2年5月8日（金）。続きまして令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）までです。

3、臨時休業の理由ですが、新型コロナウイルス感染症に対し、インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき緊急事態宣言が延長されたことを受けまして、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を踏まえ予断を許さない状況と判断したためでございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございますでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の1番目、「新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応につきまして、お手元の資料によりましてご報告をさせていただきます。

国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴いまして、子ども教育部及び教育委員会事務局での対応につきましてご報告をさせていただくものでございます。

なお6月1日月曜日以降の対応につきましては、国や都の動向を踏まえて決定をすることでございます。

初めに、子ども教育部における対応でございます。

児童館、ふれあいの家、そしてキッズ・プラザ、子育てひろば、学童クラブにつきましては5月31日まで休館、臨時閉室を延長するというものでございます。ただし学童クラブにつきましては、ひとり親で休みの取得が困難な家庭の児童などにつきましては、特例的に学童クラブで預かるという対応をさせていただきます。

次に区立障害児通所施設につきましては、支援が必要な方に限り事業を実施いたしますが、時間を変更する場合がございます。療育センターアポロ園のおもちゃライブラリーにつきましては、当面の間休止としてございます。

次に保育園につきましては、5月31日まで臨時休園を延長するというところでございます。ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方などにつきましては、引き続き特例的に保育を行ってございます。

(6)子育て支援サービスです。一時保育・短期特例保育事業、病児・病後児保育事業、トワイライトステイ事業につきましては5月31日まで利用の自粛をお願いしているところでございます。ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方などにつきましては、引き続き特例的に保育を行ってございます。

また、ファミリー・サポート事業につきましても利用の自粛をお願いしているところでございます。

次に、教育委員会事務局における対応についてでございます。

区立学校・幼稚園における臨時休業でございます。

対象は全ての区立幼稚園及び全ての区立小・中学校でございます。

期間は令和2年4月6日（月）から5月31日（日）まででございます。

区立小中学校の臨時休業は5月31日（日）まで延長するというものでございます。またこの間につきましては、週に1回以上家庭への電話や訪問をして児童・生徒の状況を把握すること。また、家庭学習の目安となるように、毎週月曜日の朝までに、学級または学年ごとに1週間分の時間割を学校のホームページに掲載すること。学童保育対象者・待機者は朝から学童保育へ移動する時間まで各児童館及びキッズ・プラザが過ごす場所となる。なお、その他何らかの支援・対応が必要な児童についてはこれまでどおり学校でお預かりするという。小学校における「校庭の遊び場開放」、中学校における校庭の開放は、臨時休業中は中止するという。小・中学校における部活動は中止をするということでございます。

また、区立幼稚園につきましても同様に5月31日まで延長いたします。週に1回以上、家庭への電話や訪問によりまして子どもの状況を把握いたします。預かり保育は実施するというところでございます。

次に区立図書館でございます。5月31日まで全館休館を延長するというところでございます。

教育センターにつきましては、学校の臨時休業に伴いまして、教育支援室につきましては、臨時休業中は閉室をする。教育相談室は通常どおり相談事業を実施してございます。

次に軽井沢少年自然の家でございます。5月31日まで休館としてございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。一つお聞きしたいのですけれども、保育園のところで、特例的に保育を行うということで、ひとり親家庭が挙がっていますけれども、これはほかにも特例的な状況というのは幾つかあるのでしょうか。

参事（子ども家庭支援担当）

学童クラブも保育園もこの間、緊急事態宣言が出てからの特例的な取扱いといたしましては、ひとり親の方で休みの取得が困難な場合。それ以外に、保護者の方全員がいわゆる休業要請の対象以外で、就労継続が必要なお仕事に従事されているということで、それでお休みがとれないという場合なのですが、例えばですけれども、医療関係者、あと保育所とか、学童クラブのお仕事に就かれている方とか、高齢介護施設にお勤めの方、あと小売業、食品とか生活必需品の販売に従事されている、行政・公共機関、警察ですとか消防ですとか、そういうような方。あと金融機関、流通関係、公共交通関係などのご職業である場合には、両親がということですが、お預かりをしています。

またそのほかに、特別なご事情がありまして、どうしても家庭で過ごすことが難しいという場合は、保育園でも学童クラブでも同様にお預かりをしているところでございます。

田中委員

それでは、ご家庭で困っている場合に、お子さんを預けられない状況というのではないと理解していいのでしょうか。

参事（子ども家庭支援担当）

そのようでございます。一応、個別に様々ご事情がありますので、今のこういう就労継続が必要な仕事の例でございますが、それ以外でも、どうしてもという場合は、各保育園も、学童クラブにつきましても、また学校でも居場所を提供していただいて、お預かりをしている部分がございます。

伊藤委員

同じ話なのですけれども、2ページのところの区立幼稚園の、預かり保育は実施するとなっているのですけれども、この預かり保育も、そういった特例的な方ということで理解してよろしいでしょうか。

指導室長

幼稚園の場合は、特に特例的なこととかそういうことではなくて、必要のある方は申し込んでいただければということになっております。

渡邊委員

現在の状況を考えると、適切な判断かなとは思っております。

ただ一月、4月から始まって5月までとりあえず1カ月間こういった対応をしてきた状況下で、何か問題点とか、そういったものは挙がってこなかったでしょうか。

指導室長

よく苦情というか、ご意見が寄せられるものとしましては、やはり子どもが公園にあふれているとか、そういうことでいろいろなご意見が寄せられることが多かったように思います。

もちろん、子どもたちも少し体を動かすということで、近所の公園にと。特に中野区の場合、大きな公園がないので、それを見た方が非常に気にされて、いかがなものかというご意見をいただいたのが一番多いように思います。

あとは、子どもの学習の状況が、授業がずっとない中で非常に心配であるということが多かったように思います。

渡邊委員

一番、私たちとしては、教育委員会の立場として、1カ月間こういうふうにやりました。判を押したように5月からも同じように、ポンと同じことをするのはいかがかなと。今公園で遊び場がないというところなのですけれども、中学校の校庭は開放しないと言っていますけれども、例えばそこを開放してあげることによって、少し遊びを広げられるとかということであれば、学校管理者が数人いて、その場所を公園の代わりに。これは、幾つかのハードルはあるかもしれないのですけれども、4月にやってきて、そこの反省なくして判を押したように5月もそのまま継続しましょうというやり方よりは、今回トラブルだとか苦情だとかご意見いただいたものに対する対応があってもいいのではないかなという。

会社なんかでも、レストランなんかでも、延長したけれどもこの1カ月間どうやっていこうかということを考えているわけなので、学校としても何らかの方法を少しでも何かで

きないかということを探すべきではないかなど。そのあたり、何かあれば、検討している事項があれば教えていただけますか。

指導室長

この後、オンライン学習のことにつきましては進めておりますので、その話はその際にさせていただきたいと思いますが、学校の様々な施設開放や登校日等についても、検討はしているのですが、東京都教育委員会のほうが、現状の段階では、分散登校や、登校日も少し控えるという通知が出ている。それで区市町村教育委員会のほうにも、強くその協力を求めるような通知が出ておりますので、現時点ではすぐということではないのですが、今後、もちろん感染状況がもう少し落ち着いていくとかそうなりますと、都や国のほうでもいろいろな方法を考えているところがございますし、教育委員会事務局としても、例えば一部何かできるようなことをということで考えています。

早速なのでありますが、来週は個別の連絡ということで、今まではなるべく子どもを来させることは控えてほしいと言われていたのですが、全員登校日にはできないので、一人一人学校に登校させて、一人一人確認していくとか、そういうことを新たに始めていきます。

子どもたちに校庭等を開放することもぜひ検討していきたいと思っているのですが、一方で、一部例えば今までも4月に学童の子どもだけに開放していると、近所から逆の立場の方たちの厳しいご意見等もございましたので、いろいろなことを鑑みながら。これで感染状況が少しでも落ち着いていくようなことがありましたら、次の一手をまたやってまいりたいと思っております。

渡邊委員

本当に、状況はよくわかっているのですが、国や都から指示があったからやるというのではなくて、ないからできないというのではなくて、この緊急事態の中で、状況とか環境とかによって、今、地方なんかでは宣言を解除する、それぞれの区だとか都の条例をつくって、その中で状況に応じて自分たちで閉鎖をやめるとか、やらないとかという、そういう動きがある以上、中野区の教育委員会で独自にできる方法なんかも。上部団体からの指示がなければできないというのではなくて、独自に動いていく方法も、この事態ですから、探していくということは大切なのかなと思っておりますので、そういう意味では、あまり東京都の動きばかりを見ずに、独自の形でよかれと思う形で進んでいければいいなど。

これは私、個人の意見として。よろしく申し上げます。

小林委員

区立学校の対応として、週1回以上家庭への電話や訪問をして、児童・生徒の状況を把握するとあります。これについて、もし、押さえている範囲で、こんなような実態ですよというのがあれば、教えていただきたいと思うのですけれども。電話と訪問では大分違うと思いますし、その辺をもし、状況として把握している範囲で結構ですので、教えていただければありがたいと思います。

指導室長

実態としましては、ほとんどが電話です。家庭訪問を控える傾向にあること、もしくは一部保護者の方からは、こんな状況で学校との行き来はしてほしくないという強い意見もありました。

小林委員

これは再確認になるかもしれませんが、学校の教員勤務については、教育委員会として統一した見解を出しているのか、または、現場の管理職、校長の判断で、それに委ねているのか。その辺を教えていただきたいと思います。

指導室長

統一した見解は、指導室からも出しております。原則は、教員の場合は、学校での勤務か在宅勤務ということです。在宅勤務というのはあくまで勤務でございますので、休暇ではないということ。それは強く言っているところでございます。

小林委員

ということは、電話ですといわゆるテレワークというか、自宅からも可能ということで、そういった形で指導していただいている先生が多いと思いますけれども、もう一方で、ここに学校の学習に関して、内容でしょうか。ホームページに掲載するということなのですが、このあたり、例えばホームページ、機器としていわゆるパソコンとかその他スマートフォンも含めて、これが見られないような家庭というのは、実態としてあるのかどうか。学校はどういうふうに判断しているのか、その辺の状況を、教えていただければと思います。

指導室長

そのことにつきましては、後のご報告のところで少し触れさせていただきたいと思いますが、学校教育課と指導室のほうで実態調査を、まず中学校で実施しております。

伊藤委員

週1回の確認は、何らかの形でこれまでもあったと思うのですけれども、その中で課題とか問題点がなかったかということ、もしわかっていたら教えていただきたいということと。

あと、教育センターで相談事業が継続されていてよかったと思うのですけれども、学会等にも、相談業務を継続する場合にはこういうふうにするようにというガイドラインみたいなものも出ていますので、そういうのも参照されながら、感染予防に努めて継続していただけたらいいなと思っています。

その際、新規相談とかそういうのは増えているのか。そのあたり、今、おうちの中にあることによる問題ということも少し注目され始めているので、何かあったら教えていただければと思います。

指導室長

まず1点目、学校が電話連絡等で課題を把握しているかということでございますが、直接そこから課題として、大きなこととして挙がってきていることはございません。ただ、学校が家庭状況によって、1、2件、例えば家庭の中での虐待が疑われるようなケースについては、報告を受けて、それを子ども家庭支援センター等と連携を図ったというケースはございますが、概してそこで大きな問題があったということは挙がっておりません。

それからもう一つお尋ねの、教育相談室でのケースでございますけれども、4月が、来室が158件、人数で言いますと117名。それから電話相談が1件。こども110番は0件。キャンセルが100件ということで、実態として、本当はそのキャンセルが来れば260件ぐらいになっているのですけれども、やはりこのようなご時世で、5月末までキャンセルという方が多い実態がありますので、むしろ新規はほとんどなく、減少しているような状況でございます。

以上です。

田中委員

家の周りをうろうろしていると、確かに公園で子どもたちが遊んでいたり、家の前の道路で、兄弟で遊んでいたり、いろいろ工夫して子どもたち、外で活動しているように思えるのですけれども、地域の見守りというのですか。そういうことというのは特になされているのでしょうか。

例えば、こういうことができるかどうかかわからないのですけれども、学校の先生が学校の校区を少し歩いて、公園のところに行ったら声をかけてあげるみたいなことというのは、

何か取組がされているのか。その辺を。

指導室長

公園なんかには、地域の方が地域の活動として、見ていただいて、逆に、子どもが多くていかなものかというご意見をいただいたことはございます。

それから学校の先生のほうは、当初、3月にこのような状況が始まったときに、なるべく地域を見てくださというのを申し上げてはいたのですが、その後、先生自体があまり、簡単に言うと、職員室に集中してしまったり、通勤してしまうとよろしくないということで、できるだけ学校に来る先生の人数を抑えなさいという動きも起こったもので、3月のようにはいかないようなところもあるのが現状でございます。

渡邊委員

今、この状況下に自粛という言葉はどういうふうに捉えるかという問題があって、さっきは校庭を開放しろと言っていて、今、皇居の周りを走るのにもマスクをして、2メートルあけて走れと。それがどこまで意味を持つのか、この場では言えないのですけれども、例えば子どもたちが遊んだりすることは、不要不急の外出につながるのかとか、そういった意味で、教育委員会の見解として、子どもたちが密になって遊んでいるぞと連絡があった場合に、「それはけしからんですね」というような形で注意させますというのか、ある程度の教育委員会としての指導というか。学童クラブにおいても、何人が集まっていた、そのときの感染症対策として、きっちりしたマニュアルはできないと思うのですけれども、ある程度のルールというのがありますか。

指導室長

3月のときには、自主登校のような形で、自主学习教室みたいなことをやっております、それと並行して学校で4月の当初のころは学童保育もしくは学童保育に移るまで、学校で預かるということをやっていたのですけれども、そこはそういう三密を防いでいくということで、指導していますし、それから、学校の中の場合は、集団をなるべく少なくして、それをローテーションにして、例えば体育館に10人の集団がいて、校庭では10人と。そういうことで進めていました。そこについて、近所の方から、それについても体育館で音がするからいかなものかというご意見はいただいたのですけれども、それについては学校の活動として、こういうことに配慮してやっていますからということでお答えしているのですけれども、難しいのが外の、公園等で子どもたちが遊んでいる場合、結構苦情とかご意見の中に、「保護者も一緒になっているではないか」ということが多いのです。保護者が遊

ばせている。そういうことになりますと、先生が行って、その保護者に対して意見とか指導するのがなかなか難しいような状況もありまして。実態としては公園課やほかの部署と連携を図りながら、協力を求めていくとか、遊具のところを閉鎖するとか、そういうことで対応しているのですけれども、子どもだけが何か危ないことをしているとか、目に余ることをしていれば、先生に行っていただいて注意するのですけれども、普通に遊んでいるだけでも、人によってはそれに対して問題視される方もいるので、そこは非常に苦しいところではございます。

参事（子ども家庭支援担当）

学童クラブですけれども、3月の段階から学校のほうが休校になってお預かりしているときに、当然手洗い、あとは消毒、マスクの着用など気をつけて進めておりました。

緊急事態宣言が出るまでは、学童クラブの子どもたちというのは、700人とか800人とか、そのぐらいの数、待機児童もお預かりしておりましたが、実際宣言が出た後の、ある程度お預かりするお子さんの絞り込みがかかった段階では、大体150から160人になっております。かなり密というのが避けられているかなとは思っております。

今も継続的には、やはりきちんと手洗いをする、うがいをするということで、事業者のほうもまた、午前中は今、児童館の職員が学童クラブの児童の対応をしておりますので、その辺は気をつけながら進めております。

渡邊委員

大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

入野教育長

公園につきましては、対策会議のほうで、今、自粛という形で貼り紙が出ている形になっていると思います。遊具につきましては、使用不可になっているのでしょうか。

先日の対策会議では、学校の校庭開放と、公園のそういう面での開放については、併せて今後考えていこうかという話は出ております。

保育園のほうも、人数はそれぞれ1割弱ということですので、かなり減っているかなと思います。学校のほうでお預かりしている子どもたちもかなり減っています。

来週からやってもらいます個別連絡につきましては、動線もほかの子と重ならないということと、先生と保護者または子どもについても2メートルという距離はとるようにという指示は出してやっていただこうかなと思っております。

以上でございますが、ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

子どもたちの命は大事なことです、守るべきものだと思いますので、子どもを中心に今後も捉えて考えてまいりたいなと思います。よろしくお願いいたします。

なければ本報告は終了いたします。

事務局報告の3番目になりますが、「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、旅館業の営業許可に係る意見の申出状況につきまして、お手元の資料によりましてご報告をさせていただきます。

これは旅館業法第3条第4項の規定に基づく、保健所長から教育委員会への意見の求めに対する教育委員会の意見の申出の状況につきまして、ご報告をさせていただくものでございます。

今年の1月から3月の期間におきまして、旅館・ホテルの営業について1件ございました。これに対しまして教育委員会といたしまして、①から④の意見を申し出てございます。

該当の案件につきましては別紙に記載のとおり、弥生町一丁目の施設でございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ本報告は終了いたします。

次に事務局報告の4番目、「臨時休業期間等における在宅児童・生徒のICTを活用した学習支援について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「臨時休業期間等における在宅児童・生徒のICTを活用した学習支援について」ご報告いたします。別紙をご覧ください。

事業の目的としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業期間においても、児童・生徒が目的を持って生活し、学習に取り組んでいけるようICT機器を活用した教育環境を整備し、児童・生徒の不安や保護者の不安を解消するとともに、児童・生徒の家庭での規則的な生活や、家庭学習の充実を図るものでございます。

環境整備の内容といたしましては、まず、家庭でのICT環境が整っていない児童・生徒の世帯に対して、モバイルルーター、タブレット端末を貸与することを考えております。先

ほどご質問がございましたけれども、今、中学校だけ全校調査をやったところでございますけれども、学校によって非常に差が大きいところでございますが、これが絶対に必要な子どもたちが全体の大体1割程度。それから、できればあったほうが良いということを含めると3割程度になるかと思えます。

なぜ「できれば」というお話をしたかと申しますと、家庭にブロードバンドのインターネット環境はあるのだけれども、パソコンが一つしかないので、兄弟で同時に使えないとか、お父さんが在宅勤務になっているから使えない環境になっているとか、そういうお子さんとか、スマートフォンでそういうことができるのですけれども、スマートフォンだとちょっと画面が小さいので、あと通信容量が制限されている場合がありますから、そういうことも鑑みて、できればもうちょっと多い、1割ではなくて3割に近づけていくほうが望ましいというような結果が今のところ出ております。

今後、小学校等も調査等検討していきたいと思っておりますが、そのようなことで、まず中学校のほうが先行しているような状況にありますけれども、家庭でのそのような環境が整っていない家庭にモバイルルーターやタブレット等を貸与する。

それから、2番目になりますけれども、児童・生徒及びその保護者と教員に対して、ICT機器の設定や、操作等の支援を行うICT学習支援員を会計年度任用職員として採用して、各小中学校に、目標としましては1人ずつ配置することなどでございます。

学習支援の内容といたしましては、担任等の教員がICT機器を通して、毎朝ホームルームを行い、児童・生徒とコミュニケーションをとることによって、児童・生徒に目的を持たせ、規則正しい1日を過ごせるように支援すること。

2番目といたしまして、学校が児童・生徒に時間割を示し、学校が作成した動画等の学習コンテンツを活用しながら、計画的に家庭学習を支援することなどでございます。もちろん、全て1日中子どもが動画を視聴しているということではございませんので、時間割の中には課題をやるとか、ほかの目標を示す場合もございます。

活用例につきましては、別紙「在宅児童・生徒へのICTを活用した学習支援」を参照していただいたほうがわかりやすいかと思えます。ご覧ください。

上段には臨時休業期間の活用例として、先ほどお話ししました担任等による児童・生徒の状況確認や相談場面。それから学習コンテンツ等を用いた学習場面。そして、さらに次のステップとしまして、教員自身が動画やプレゼンテーションソフトによる教材を作成して、それをクラウドなどで共有して活用していくことなどを想定しています。

下段になりますと、今度は学校再開後の活用としての例を四つほど載せさせていただいております。そうした機器を、授業での活用、家庭学習・放課後学習での活用、不登校児童・生徒への支援、外国人児童・生徒への支援などを想定し、その具体的な活用方法について示してまいりたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

先日、事務局に教えていただいた先進的な取組をしている学校のホームページを見せてもらったのですが、先生がつくられたY o u T u b eの動画を各学年ごとに全部つくって公開しているということで、いつもの先生が目の前でやってくれているということで、見ていてもとても楽しかったです。確かに双方向ではないのですが、こういう状況ではすごくいい取組だと思いました。

それから、中学校もそのとき、G o o g l e C l a s s r o o mを使っているところがあるのですが、そこはパスワードがないと入れないので、どのようなものかよくわからないのですが、このG o o g l e C l a s s r o o mは双方向ができるようなものなのでしょうか。

指導室長

今、G o o g l e C l a s s r o o mとG o o g l eハングアウト、そういうものが、名前が変わって一体型のG o o g l e M e e tとなった。そういうものになっておりまして、むしろこちらで書いてある内容ですとG o o g l eハングアウト、今、G o o g l e M e e tというのですが、それが双方向の、画面で大体25人ぐらいが同時に見られるような、Z o o mのような使い方ができる。そういうものを一体型に入れていこうということでございます。

田中委員

こういったコンテンツを出したりするところは、徐々に区内で広がっているのでしょうか。

指導室長

こういうシステムを、今、学校教育に尽力していただいて、中学校はまず一斉にそちらを導入していこうと考えております。

もちろん、それは今、環境を整備しているところでございますので、先進的に取り組んでいただいている中学校が何校かあるのですけれども、そこはほかの学校の先生なんかも呼んで、使い方を指示して、実際に幾つかの学校はもう配信していただいて、一部の子どもたちとはやりとりしているという状況でございます。

ただ、まだ子どもたちが全員持っているわけではないので、そこを今整えるということがこの事業の趣旨でございます。

田中委員

ぜひ、今回また臨時休業の期間が延びたことですし、いろいろ大変なのでしょうけれども、スピード感を持ってやっていただけるとありがたいと思います。

渡邊委員

少し具体的な話をさせていただきますと、臨時休業の期間に活用するというので、今、一応、今回指定した臨時休業は1カ月間、5月末までですけれども、中学校から導入したとして、一番スタートのところは時間をかけてしっかりやらなければいけないのですけれども、それを中3からスタートして、中2、中1、小学校、2学年ずつ分けて高学年、中学年、低学年と分けていったときに、時間的な感覚としては1週間ずつやっていたのだったら、もう臨時休業期間が終わってしまうのです。臨時休業自体が終わってしまうと。臨時休業の事態のときに、私としては、イメージとしては、なるべく活用ができるようになって、授業再開のときには全部がやれるような、そういったふうにするという。だから、臨時休業の間にどういように導入していくのかということで、調査をスタートさせた時点で、やはりスピード感がかなり必要かなという。あと3週間しかないですから、3週間で全部分けようと思ったら、3学年で分ければ中3を1週間の試用期限として、トライアルを行って、そうしたらあと3日ぐらいのトライアルで学年を下げていかないと、全部が臨時休業時点でやれるかと。アンケートも、ルーターを設置するとか、そういうことも、最初は1週間ぐらい時間かけてどれぐらいのペースでいけるのかというトライアルは絶対に必要になると思うのですけれども、この辺はさっき言ったように緊急事態なので、スピード感を持って対応していかないと。

それで、できる人、できない人、3割ぐらいであれば、難はあっても仕方ないというか。パーフェクトは目指せないので、やれるところからどんどんやっていくという考え方をし、対応していただいたほうがいいかなと。内容としてはまったく、素晴らしいですね。もっと現実的なことを言ったら、そのお金はあるのですかというのと。予算をつけました

が、物が手に入るのですか。そういう、もう少し現実的な話をしないと、今の状況下では時間も流れていますし、ぜひそのあたり、ご報告いただけますでしょうか。

学校教育課長

まず機材の調達につきましては、区の中の情報システムのほうに依頼をしまして、モバイルルーターと端末とを調達してもらうような手続を今、進めているところで、300台から400台ぐらいは何とかなるのではないかとということで進めているのですけれども、いろいろ設定でありますとか、契約するに当たっての仕様をつくるのもなかなか大変といったところ。それから、契約の手続にも一定時間がかかるということ。そういったことがあって、すぐ導入したいのですけれども、なかなか難しいという状況にはなっています。

それから、ご家庭で持っている人と、持っていない人で、ない人には貸与という形なのですが貸与して、それで、同じ環境にしてもらうというところの説明を、区のほうでできる人がなかなかいないので、各学校で一斉に、例えば中学3年生10校全部やったときに、保護者からのいろいろな問合せとか、お子さんからの問合せに答えられる体制にしておきたいということで、このICT学習支援員という人も採用していくなどいろいろな準備を、考えながら進めているといったような状況が正直なところではあります。

予算につきましては、1日に補正予算が通りましたが、これにつきましては一応買うというよりも貸与ですね。借りたものをさらに貸して使っていただくということを考えております。

それから、東京都からの補助金を活用して、こういったICT学習支援員もそうですが、機材の使用料、それから実際の通信料、こういったところも補助の対象となりますので、そういったものを活用して、今は1日も早く導入をしていきたいと考えているところですが、ただやはり5月末頃になってしまうかなというのが正直なところでございます。

渡邊委員

今、300台とかといっても、区立小中学校に通っている人は約1万人ぐらいいるわけで、その3割といったら3,000人ですから、1%しか導入できないという。何も意地悪を言っているのではなくて、あまり非現実的な話をするのは、こういう時期にいかがなものかなというところはあって。そうすると、システムとしては導入していくということは大切なのですけれども、今のこの状況下だったら、とにかくやるということ。契約がではなくて、持っている人たちの中だけでもやるという。システムを整えてから、全部準備ができたならやりましょうではなくて、時は進んでいるので、とりあえずできる人からやるというよう

なやり方も同時並行でやっついていかないと、みんなが準備できたから「さあやりましょうか」という話ではなくて、やれる人からやってみて、問題点をどんどん洗い出しながら、数を徐々に広げていくという。今はやれるところからやっついていく。だから、持っている人、やれる人たちの中でどんどんやっついていけば、指導員でなくても、普通の先生たち、今の若い先生たちは結構いろいろと指導員以上にできるので。指導員もすぐに採用できるかわからないので、そういう人たちがスキルアップしていただければ、自分たちの中でできるようになっていくので、そういったことも並行して。もう考えていらっしゃると思うのですけれども、やっついていかれたほうがいいかなと思いますけれども。

指導室長

おっしゃるとおりで、先ほど申し上げたとおり、もう既にいろいろ始めている、双方向の通信を始めている学校もあったり、教員が集まって研修のような、こういうことをやればできるなということを広めている学校もあるのですが、今、できることとしましては、双方向がまだ難しい場面がございますので、一方通行になるのですけれども、先ほどお話がありましたけれども、学校で動画を撮って、それを一方的に先生たちの授業とか、画面を流すとか、それから先生たちのメッセージを伝えるとか、それから課題をそこにアップロードするとか、動画でなくても例えばプレゼンテーションソフトで1枚1枚めくっていくようなものもつくれたりとか、そういうものはもう、実はつくっている学校があるとともに、学習コンテンツにつきましては、いろいろなところでいいのが出ているのですね。例えば東京都教育委員会ですとか、NHKですとか、教科書会社ですとか、あと県を挙げて、茨城県なんかはつくっていたりするような状況がありますので、では何が大事かということ、こういうものがあるから、計画的にこうやって勉強していきなさいということを示すのが大事だと思ひまして、4月の最初のうちに各校にはそういう時間割を示しなさいと。この1週間、これだけ授業のこま数をつくって、これでないことをやっても構わないけれども、この時間は国語、これは動画を見るのではなくて課題にあるドリルを何ページから何ページまでやりなさい。次の時間は理科、これはNHKのここのコンテンツが見られる人は見なさいと。そういうことを示すように今、指導しているところでございます。

渡邊委員

よろしくお願ひいたします。

小林委員

今のやりとりは、非常に重要なことで、やはり大変いい試みをとにかくしていただい

いてありがたいと思うのですが、何といてもICT環境が整っていない児童・生徒の家庭への支援というのは大きなポイントになると思います。

そういう点では、そういった家庭に対してどういうフォローの仕方があるのか。例えば紙ベースで用意をして、そして必要に応じて個別にとりに来てもらうとか、そういったような配慮というのは、現実に行っているのかどうか。これがなければ結局学習が途絶えてしまうという、そういう状況にさせてはならないと思うのです。その辺は、実態としてはいかがなんでしょうか。

指導室長

まず、今学校のホームページで、先ほど申し上げたとおり勉強の仕方ですとか、課題の内容とか、そういうのをアップロードしていますので、それと学校と家庭が通信できるのは電話。それから来週ですと、直接子どもと短時間ですけれども、会ってやっていきますので、そこで具体的に何か勉強を進めていく上で困っている家庭があったら、そこでアドバイスできると思うのですけれども、今後、こういうものが、機器が導入されて貸与ということになりましたら、当然それはそれぞれの学校にとりに来ていただくことになると思いますので、ただ、そこが、先ほど学校教育課長からもお話がありましたとおり、多分このぐらいだったら、簡単なマニュアルもつくってお渡ししていこうとは思っているのですけれども、実際、家に行ったらちょっとそれがうまくつながらなかったとか、そういう問題が起こってくると思いますので、できればそのときに、先ほど申し上げた、ICT学習支援員を学校に配置して、その方がすぐに対応できるような仕組みが整えられればとは願っているのですけれども、なかなか難しい面もあります。

入野教育長

付け加えますと、今回新しい学年の教材の配布のこともございますので、中野区独自に個別連絡日を設けてそれを渡すということも考えております。

今までの教材につきましても、自宅でダウンロードできない子どもたちについては、学校にとりに来るようにという対応はしているところでございます。

小林委員

そういう配慮はとても大事で、とにかくICTを使いこなせない場合に、まったく取り残されてしまうというような。そういう状況、またそういったことで不安感に駆られている児童・生徒や保護者もいらっしゃると思いますので、場合によっては個別に学校にとりに来れば、ある程度の課題が得られるとか、特に、ICTを先駆的にやっていらっしゃる方

のある言葉ですと、やはりICTで対面の授業と同じようなものを求めてはいけません。大事なことは、学びをとにかく継続させることなのだ。それが大事だと思うので、質というよりもとにかく何らかの形で工夫して、家庭で一人一人が取り組めるような、そういう配慮をします。いろいろ双方向の授業であるとか、オンデマンド型でいろいろ教材を示すとか、あまり高度ではなくて、平易にみんなが取り組めるような状況をぜひつくっていただきたいなと思っています。

これは要望です。

伊藤委員

同じことなのですが、動画とかも録画しておけたりとか、あとDVDに写したりとかもあると思うので、今、整っていない方も、後から見られるよというような、そういうお知らせも大事なと思いますし、紙媒体ですとか、プリンターがない家というのも結構あると思うので、郵送とか、様々なやり方を考えていただけるといいのかなと思っています。よろしくお願いします。

入野教育長

なかなか双方向にきちっとした授業ができるというところまでには恐らく至らないだろうなと思っていますけれども、お話にありましたように、学習の継続とか、学校と子どもとのつながりというのを切らないという意味で、今、一つずつやってもらっているところでは。

もう少し進みますと、実は今使えていないのですけれども、各学校にあります40台から80台のパソコンを学校で使うという状況ができるようになってくると、また、少しよくなるのかなとは思っています。

伊藤委員

Googleが使われているのであれば、GoogleフォームみたいなものがMeetの中に入っているのかもしれませんが、あれをうまく使うと、双方向で答えを子どもが入力できるので、そういうこともできるのではないかなと思います。

渡邊委員

使う側としては多分教員が一番のポイントになると思うのですが、教員にある程度、今、自宅でやっているのであれば、教員がモデルとして、とりあえず教員同士で、それと学校を超えて他校の教員とも、何時間かトライアルしてもらいたい。何らかの形の練習ではないのですが、教員同士で、生徒役ではないのですが、職務として全員が使

えるように練習しておく。学校間で差があってもいけないですから、学校を越えての、それと、学校内での教員のトライアルは明日からでもできるのではないかという気はしますので、とりあえず1時間はそういう形でやってみてください。他校と1時間。2時間、3時間ぐらいは、そういう仕事を課してもいいのではないかなとは思いますが、その中でやっていけば、スキルはどんどんアップするのではないかなという。いきなり生徒は無理だと思うので。先生方は当然、そういった環境は整っているはずですから、もうやっていくしかないのかなという気がしますので、もしやっていなかったら。やっていたらいいのですけれども、お願いします。

指導室長

中学校長会は今Zoomで校長会をやっているような状況がありまして、そういうことをどんどん進めていますし、先ほど申し上げたとおり、一部学校の中では、職員会議もその形でやっているような状況がございます。

ただ、一番難しいのは、自宅のパソコンを使った場合、それが通信量が制限されていたり、ブロードバンドの場合もあるのですけれども、そこから、つながるといことになりますと、いろいろな問題も出てきたり、自宅でやるということが、自宅研修があるからそういうこともできなくてはいけないのですけれども、いろいろなことを考えなければいけないので、なかなか難しい面もあります。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。なければ本報告を終了いたします。

次に事務局報告の5番目、「区立学校臨時休業中の昼食費支援の実施について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

「区立学校臨時休業中の昼食費支援の実施について」ご報告いたします。

1、目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言による区立学校の臨時休業により、給食が提供できないため、昼食費相当額の支援を必要と認められる世帯（就学援助受給世帯）に対して昼食費相当額を支給することといたします。

2、対象者、令和2年度就学援助支給認定で準要保護世帯を昼食費支援の支給対象といたします。ただし、緊急対応を必要とするため、平成31年度中野区就学援助受給者を令和2年度も引き続き同様の状況であるとみなして支給対象者といたします。なお、本昼食費

支援を支給されたものが令和2年度就学援助非該当だった場合でも、みなし認定済みとし、支給された昼食費の返還は求めません。

3、支給内容ですが、支給金額は令和2年4月以降の区立学校臨時休業中の給食実施想定回数に昼食費相当額500円をかけた額といたします。令和2年4・5月分で35回として、1人当たり1万7,500円でございます。

4、支給方法ですが、支給対象児童・生徒の保護者の就学援助費振込口座に振込みをいたします。緊急対策につき、4・5月分は5月末日に支給をいたします。

5、その他でございますが、平成31年度就学援助非該当者、転入者等が、令和2年度就学援助対象に認定された場合は、認定後に4・5月分の支援を遡及支給いたします。(2)中野区及び教育委員会のホームページを通じ支援の実施を周知いたします。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。なければ本報告は終了いたします。

伊藤委員

一つだけ。事務局報告の1番のときに申し遅れてしまったのですが、新型コロナウイルスの対応の中で、今、話題にもなっていますけれども、図書館を開けるのか開けないのかという話があって、全館休館になっているのですけれども、6月からは開くかもしれませんし、また、6月は暫定的に図書館は認められずとかいうこともあるかもしれないので、子どもたちとか、中学生や高校生にとって、大学生もそうなのですけれども、図書館が使えるかどうかはとても大きいので、予約図書を予約してとりに行くとか、感染予防をしっかりとしながら、一部開館できるような仕組みも今から検討いただけるといいのかなと思いました。

以上です。

子ども・教育政策課長

図書館の再開につきまして、6月1日以降、以前完全に休館する前は、閲覧席は使用できませんが、本の貸出しと返却だけはできますといったような、部分的な業務を行ってまいりました。再開する場合にも、そういった段階的な方法を考えてございまして、そうしたような形で円滑に再開できるように、進めてまいりたいと考えてございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

続きまして議決事件の3番目、第27号議案「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員の決定」を行います。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づきまして、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

それでは非公開の審議を行う前に、事務局から次回開催について報告してください。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては5月15日金曜日、10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、教育委員会定例会につきましても、休会などの日程の変更も想定されます。その場合は、教育委員会のホームページでお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

(以下、非公開)

(令和2年第21回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

入野教育長

委員会を休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時13分再開

入野教育長

それでは再開いたします。

<議決事件>

入野教育長

議決事件第27号議案「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員の決定」を上程いたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは第 27 号議案についてご説明いたします。別紙のほうをご覧ください。名簿がございます。

規定では、それぞれの階層から 3 名以内となっており、学識経験者は 3 名ですが、区立学校の校長及び副校長、区立中学校の教諭、それから過日抽選いただきました区立中学校に在籍する生徒の保護者、公募による区民等は全て 2 名とさせていただいております。

それぞれの候補者につきましては、第 7 条の資格条項の確認が済んでおります。その方々に、今年度の中学校教科用図書選定調査委員をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

前回、厳正に抽選した結果でございます。

それでは、ただいま上程中の第 27 号議案につきまして、簡易採決の方法で採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 27 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第 13 回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 11 時 15 分閉会